

国の高等教育の修学支援新制度に伴う入学料の取り扱いについて

2020年4月から国による「高等教育の修学支援新制度」が実施されます。

これに伴い、大阪市立大学は、国の機関要件を満たす支援措置大学となり、対象者の入学料については、下記の通り取り扱います。（制度・対象者の詳細については下記の文部科学省 WEB サイトをご確認ください。）

1. 入学料の納付について

納付区分	大阪市民及びその子 ※注	その他の者
金額	222,000円	382,000円

※注 「大阪市民及びその子」とは、下記に記載している「入学料納付区分認定」を受けた者

・本学では入学料の納付時期の猶予は行いませんので、必ず入学料を納付した上で入学手続をしてください。

「その他の者」用の入学料「振込金兼手数料受取書／振込依頼書（銀行控）」を合格通知に同封しておりますので納付期限までに本学指定の口座に納めてください。

ただし、入学料納付区分認定を希望する者は、認定後に「振込金兼手数料受取書／振込依頼書（銀行控）」を差し替えますので「その他の者」用の「振込金兼手数料受取書／振込依頼書（銀行控）」では納付しないでください。

【入学料納付区分認定対象者】 詳しくは ⇒ [入学料納付区分認定手続](#) をご覧ください。

(1) <対象者> 「大阪市民及びその子」に該当する者は次のとおりです。

- ① 入学者本人が入学日の1年以上前（2019年4月1日以前）から引き続き大阪市内に住所を有する者
- ② ①に該当しないが、入学者本人と同一戸籍にある父又は母が入学日の1年以上前（2019年4月1日以前）から引き続き大阪市内に住所を有する者

2. 修学支援新制度による入学金の還付について

入学後、修学支援新制度の対象者には、免除の割合に応じて入学料の還付を行います。

免除の割合と免除後の入学料、還付金額は下表のとおりです。

※制度上、入学料の減免額は282,000円が上限となっており、上限の282,000円に対して全額免除、2／3免除、1／3免除された額がそれぞれの還付金額となります。

上限額に対する 免除の割合	大阪市民及びその子の入学料		その他の者の入学料	
	免除後の 本人負担額	還付金額	免除後の 本人負担額	還付金額
全額免除	0円	222,000円	100,000円	282,000円
2／3免除	74,000円	148,000円	194,000円	188,000円
1／3免除	148,000円	74,000円	288,000円	94,000円
免除なし	222,000円	0円	382,000円	0円

3. 入学金等において入学前の時点であわせて受けられる支援について

入学前に受けられる支援について下記の WEB サイトをご覧ください。

○文部科学省 WEB サイト 高等教育の修学支援新制度

[高等教育の修学支援新制度に係る質問と回答 \(Q&A\) 内 \(資料 13\) 入学前支援について](#)

(参考) 文部科学省 WEB サイト

[高等教育の修学支援新制度](#)

[高等教育の修学支援新制度に係る質問と回答 \(Q&A\)](#)

問合せ先
大阪市立大学
大学運営部 学生課
高等教育の修学支援新制度担当
musyouka@ado.osaka-cu.ac.jp